湖西市告示第189号

湖西市障害者相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和　8年　9月　30日

湖西市長　田内　浩之

湖西市障害者相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

湖西市障害者相談支援事業実施要綱（平成29年湖西市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第5条第16項」を「法第5条第19項」に改め、「であって、次条第2項の規定により湖西市障害者相談支援事業者台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に登載されたもの」及び「（以下「事業実施者」という。）」を削る。

第3条の見出し中「申請等」を「届出等」に改め、同条第1項中「本事業を実施しようとする法人」を「市長は、前条第2項の規定による委託（以下「業務委託」という。）の実施をするとき」に、「湖西市障害者相談支援事業実施（変更）申請（届出）書（様式第2号。以下「事業実施（変更）申請（届出）書」という。）に」を「業務委託を受けた者（以下「受託者」という。）に湖西市障害者相談支援事業実施（変更）届出書（様式第1号）により、」に、「が必要と認める書類を添えて所長に申請しなければならない」を「に対し届出をさせるものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該届出に係る事項に異動があるときについても、同様とする。

第3条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「事業実施者が本事業の実施を中止しようとする」を「市長は、業務委託が終了し、又は業務委託を廃止した」に、「あらかじめ、」を「受託者に」に、「様式第5号」を「様式第2号」に、「所長に届け出る」を「、所長に対して届出をさせる」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条の見出しを「（業務内容）」に改め、同条中「事業は」を「業務の内容は」に、「とおりとし」を「業務の区分に応じ」に改め、「その業務内容は」を削り、同

条第１号中「障害者相談支援事業」を「相談支援業務」に、「応じ、」を「応じて行う」に、「を行う」を「であって、」に、「掲げる業務」を「掲げるもの」に改め、同号ア中「利用に関する支援」を「利用援助」に改め、同号ウからカまでを次のように改める。

ウ　社会生活力を高めるための支援

エ　ピアカウンセリング

オ　権利擁護のために必要な援助

カ　専門機関の紹介

第４条第１号中キからセまでを削り、同条第２号を次のように改める。

(2)　相談支援機能強化業務　障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むための地域における相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくり及び困難ケース等への対応

第４条第３号中「成年後見制度利用支援事業」を「成年後見制度利用支援業務」に、「、成年後見制度」を「に行う成年後見制度」に、「を支援する業務」を「の支援」に改め、同条に次の１項を加える。

2　前項第２号に掲げる業務については、基幹相談支援センターと共同で行うものとする。

第５条第１項中「事業実施者」を「市長」に、「本事業」を「業務委託」に、「事業所」を「受託者」に、「常勤職員を１名以上配置する」を「次の各号に掲げるいずれかの職種の資格を有し、かつ、相談支援専門員の資格を併せ持つ者を１人以上配置させる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第５条第１項に次の各号を加える。

(1)　精神保健福祉士

(2)　社会福祉士

(3)　保健師

(4)　介護支援専門員

第５条第２項及び第３項を削る。

第６条第１項中「第４号第１号」を「第４条第１項第１号」に、「様式第６号」を

「様式第３号。次項において「登録票」という。」に改め、同条第２項中「当該登録票を提出する者が利用しようとする事業所」を「受託者」に改める。

第７条中「本事業利用者」を「本事業を利用する者（次条において「利用者」という。）」に改める。

第８条の見出しを「（受託者の遵守事項）」に改め、同条中「事業実施者（第６号にあっては、事業実施者並びにその事業所の従業者及び従業者であった者）」を「市長」に、「本事業」を「業務委託」に、「当たり、」を「当たっては、受託者に」に、「遵守する」を「遵守させる」に改め、同条第１号、第２号及び第４号中「事業所の従事者」を「本事業に従事する者」に改め、同条第６号中「事業所に」を「本事業を実施する場所に」に改める。

第９条第１項中「事業実施者」を「所長」に改め、「湖西市障害者相談支援事業実施月次報告書（様式第７号）により」を削り、「１年間」を「４月１日から翌年３月31日まで」に、「事業完了」を「当該日」に、「湖西市障害者相談支援事業実施報告書（様式第８号）により所長に報告する」を「受託者から報告を徴する」に改め、同条第３項中「事業実施者」を「受託者」に改める。

第10条中「事業実施者が本事業を実施したとき」を「業務委託」に、「と事業実施者」を「及び受託者」に改める。

第11条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「別に」を「所長が」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の１条を加える。

（所長による実施）

第11条　第２条第２項の規定にかかわらず、市長が業務委託をしない場合においては、所長は、本事業を実施することができる。

２　第４条から第８条まで（第６条第２項を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、所長が本事業を実施するときについて準用する。この場合において、第５条本文中「市長は、業務委託の実施に当たり、受託者に」とあるのは「所長は、本事業の実施に当たり、」と、「配置させる」とあるのは「配置する」と、同条ただし書中「市長」とあるのは「所長」と、第８条の見出し中「受託者」とあるのは「所長」と、同条中「市長は、業務委託」とあるのは「所長は、本事業」と、「受託者に次の事項を遵守させる」とあるのは「次の事項を遵守する」と読み替えるものとする。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

湖西市障害者相談支援事業実施（変更）届出書

年　　月　　日

（宛先）　湖西市福祉事務所長

湖西市障害者相談支援事業実施要綱第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">実施（変更）予定年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">開所日・開所時間</td><td colspan="2">曜日　　時　　分～　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">従事者</td><td rowspan="3">氏名（有する資格）
初任者研修受講状況
［※　資格者証の写し及び初任者研修受講終了の分かるものの写しを添付すること。］</td><td colspan="2">（　　）</td></tr>
<tr><td>初任者研修受講</td><td>済・未　（受講予定　　年）</td></tr>
<tr><td>初任者研修受講</td><td>済・未　（受講予定　　年）</td></tr>
<tr><td>勤務体制</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">運営規程</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受託者</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２号から様式第４号までを削る。

様式第５号中

「　上記のとおり湖西市障害者相談支援事業を中止したいので湖西市障害者相談支援事業実施要綱第３条第５項の規定により届け出ます。　　」

を

「　上記のとおり湖西市障害者相談支援事業を中止するので湖西市障害者相談支援事業実施要綱第３条第２項の規定により届け出ます。　　」

に改め、「㊞」を削り、同様式を様式第２号とし、様式第６号を様式第３号とする。

様式第７号及び様式第８号を削る。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。